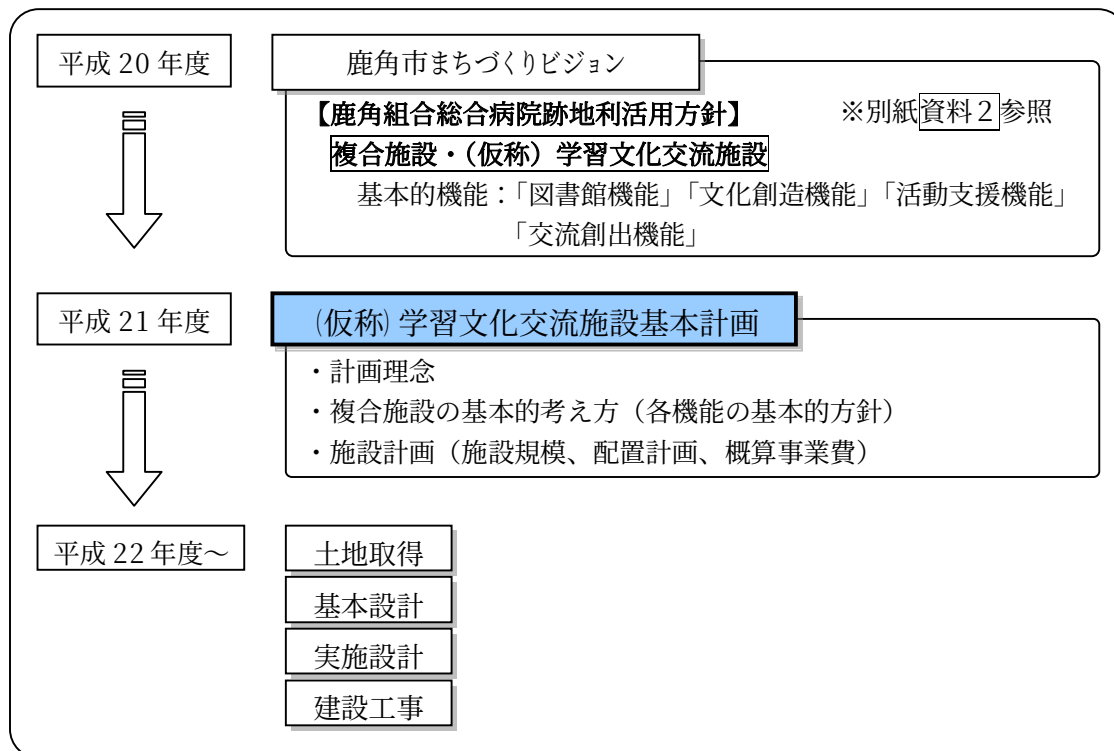


(仮称) 学習文化交流施設基本計画の策定について

1. (仮称) 学習文化交流施設基本計画策定の趣旨

「鹿角市まちづくりビジョン」で示された鹿角組合総合病院跡地利活用方針に基づく(仮称)学習文化交流施設の整備に向けて、施設の基本的機能の具体的な内容を定めるために基本計画を策定する。

2. (仮称) 学習文化交流施設基本計画策定の位置付け



3. 策定体制

庁内検討: 庁議、庁内推進会議、事務局（まちづくり推進室）

市民検討: 「(仮称) 学習文化交流施設基本計画検討委員会」（※別紙「設置要綱」資料 3）
パブリックコメント

4. 策定スケジュール

※別紙「策定フロー」資料 4 参照

上位計画 「鹿角市まちづくりビジョン」 (抜粋)

鹿角組合総合病院跡地利活用方針

■鹿角組合病院跡地利活用に求められる課題

- 1 中心市街地の拠点の一つとして活性化に資すること
中心市街地におけるまちづくりの重点整備地区の一つとして、他の拠点と連携し、役割分担を行いながら、中心市街地活性化に資する都市機能の整備を進めます。
- 2 市民の生活・学習・文化活動を支え、市民が集い、ふれあう拠点となること
鹿角市の中心市街地としての位置づけをふまえ、市民の生活や学習、文化活動等を支援する都市機能の集積を図り、市民が集い、ふれあう拠点として整備を行います。
- 3 地域創生とまちづくり、ひとづくりを果たすこと
跡地利用を通して、新たな地域の活力を創造するとともに、持続可能なまちづくりとそれを支えるひとづくりを果たしていくための整備を行います。

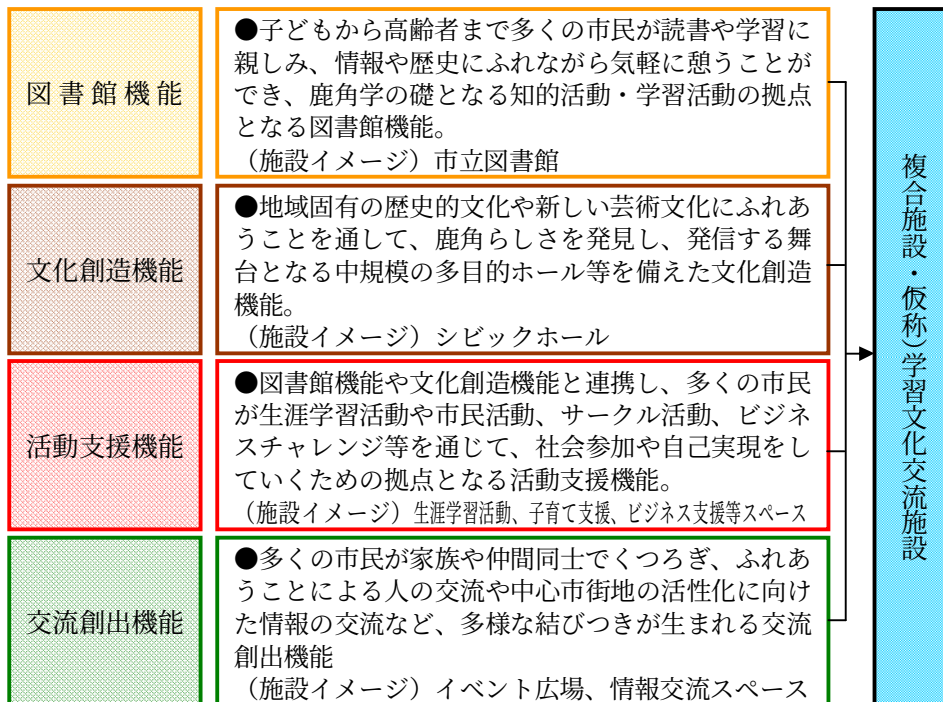
■鹿角組合病院跡地利活用に関する市民意識 (平成20年度市民意識調査)

〈図書館との複合機能について〉

- ・「芸術文化に触れる機会を充実すること」や「市民同士のふれあい、交流が生まれること」に対する回答が多く、文化機能や交流機能を兼ね備えた市民文化の拠点となる複合施設が求められています。

■基本的機能

市民要望及び行政課題として整備が求められ、既存施設と重複しない都市機能として、図書館機能、多目的ホールによる文化創造機能、生涯学習活動や子育て活動、ビジネス活動を支援する活動支援機能、賑わいや活性化に資する交流創出機能を複合的に整備することにより、市民の生活・学習・文化活動を支援し、地域創生を図ります。



(仮称) 学習文化交流施設基本計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 鹿角市まちづくりビジョンで示された鹿角組合総合病院跡地利活用方針に基づく(仮称)学習文化交流施設(以下「施設」という。)について、その基本的機能の具体的な内容を定める基本計画(以下「基本計画」という。)を策定するにあたり、市民及び有識者の意見を反映させるため、(仮称)学習文化交流施設基本計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる項目について協議を行う。

- (1)基本的な整備方針
 - (2)施設の具体的な機能内容
 - (3)その他必要な事項
- (委員会の意見)

第3条 市長は、基本計画の策定にあたり、委員会の意見の適否について判断を行い、適当と認めるものについてはこれを採用するものとする。

- 2 市長は、前項の規定に基づき結果として不適当と認めたものであっても、その結論に至る過程において留意、採用すべきものがあるときは、当該意見を基本計画に反映するものとする。

(組織)

第4条 委員会は、市民、関係団体、有識者からなる委員13名で組織する。

- 2 委員は、市長が委嘱する。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、意見及び説明を求めるこ

とができる。

(委員会の解散)

第7条 委員会は、第2条各号に掲げる事項について検討し、これを取りまとめた後解散する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、政策企画課まちづくり推進室において処理する。

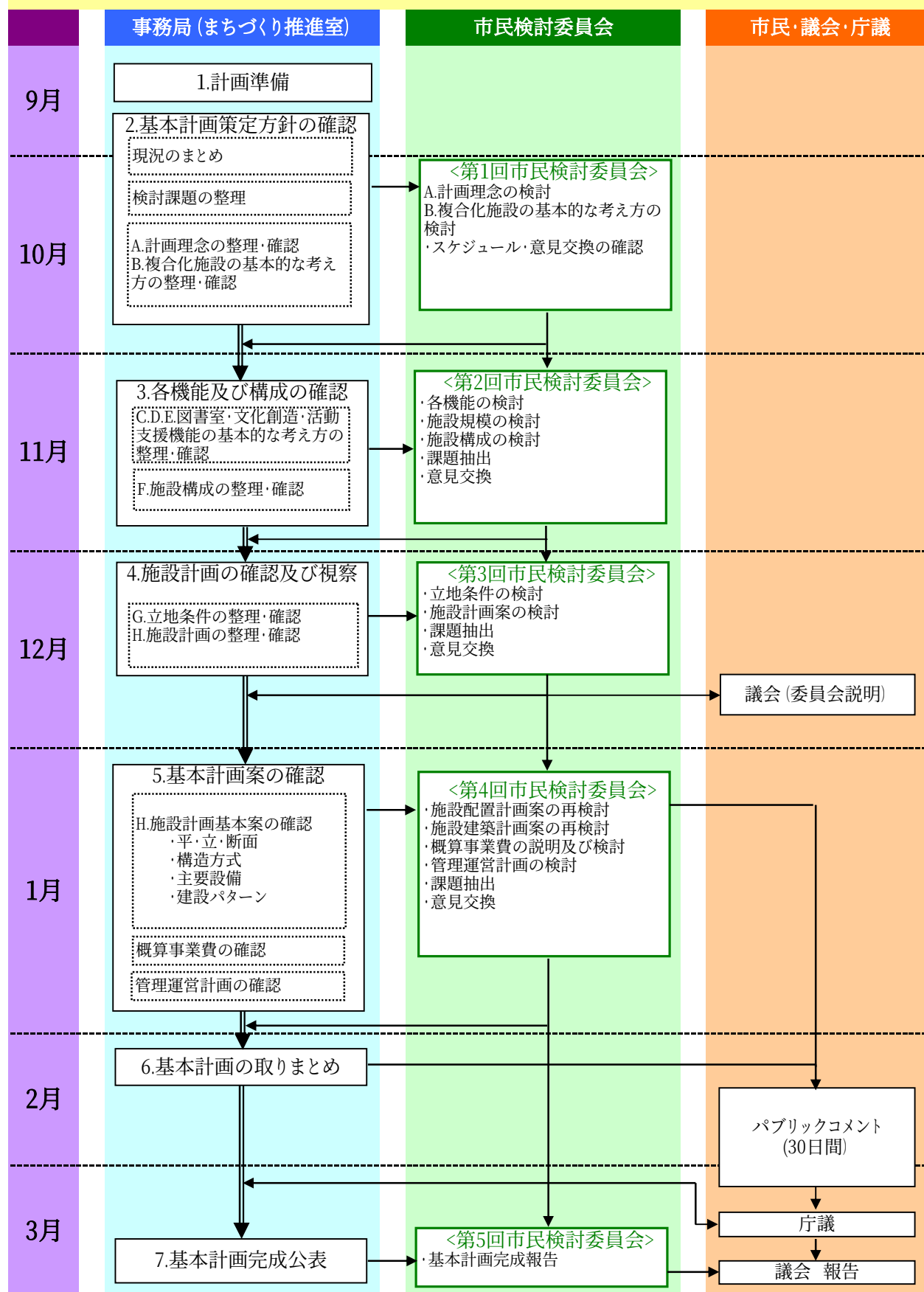
(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年9月18日から施行し、平成22年3月31日限り、その効力を失う。
- 2 この要綱の施行後、最初の委員会の招集及び委員長が決定されるまでの議長は、第6条第1項の規定に関わらず、市長が行うものとする。

(仮称) 学習文化交流施設基本計画策定フロー



基本計画策定方針

第1回委員会資料

はじめに

上位計画の抜粋

A. 計画理念

A1、A2

B. 複合施設の基本的な考え方

B1、B2、B3

C. 図書館機能の基本的な考え方

C1、C2、C3、C4

D. 文化創造機能の基本的な考え方

D1、D2、D3、D4

E. 活動支援・交流創出機能の基本的な考え方

F. 施設構成計画

G. 立地条件の整理

H. 施設計画

I. 施設管理運営計画

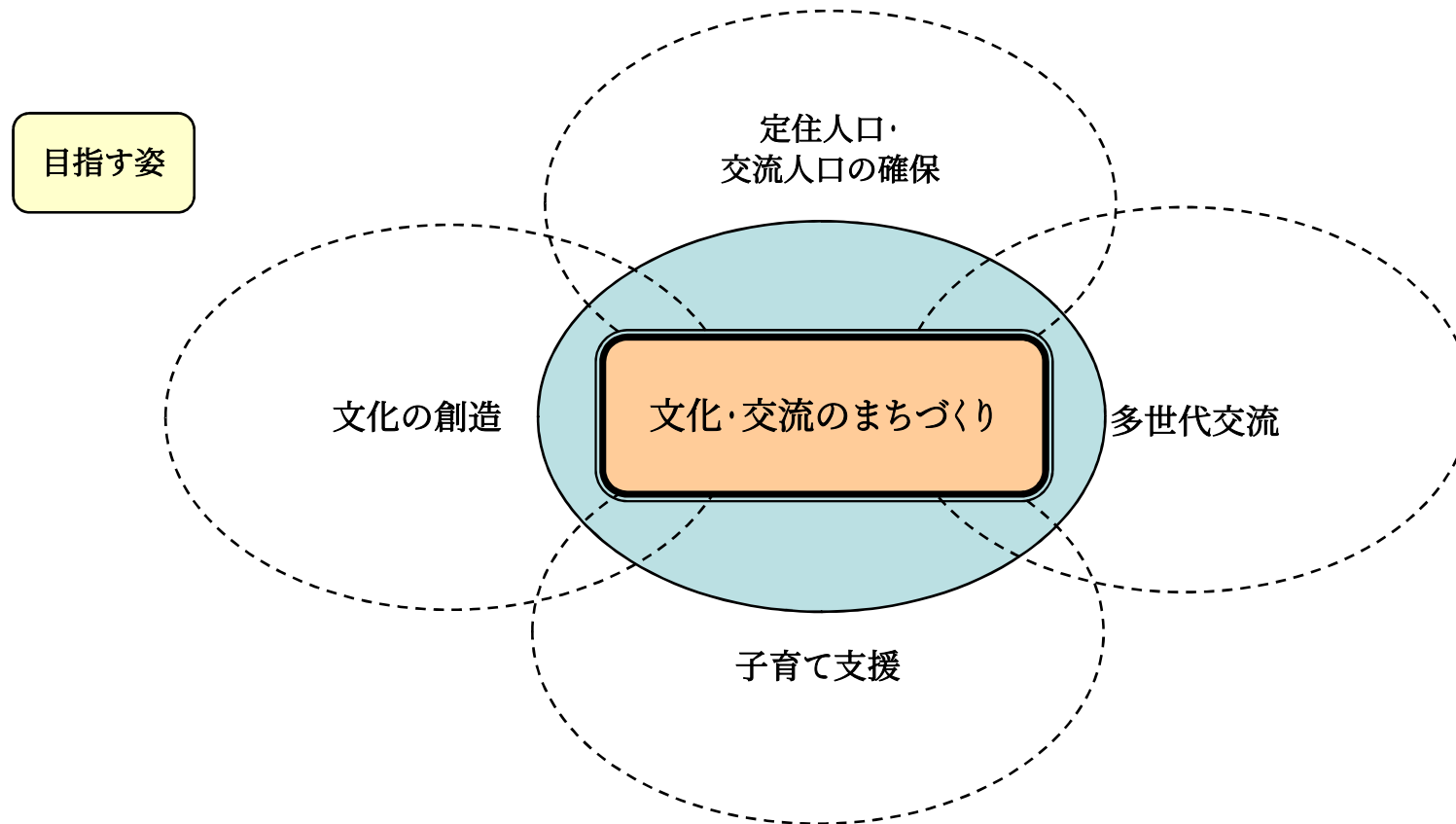
J. 概算事業費

おわりに

A.1.基本理念の役割について

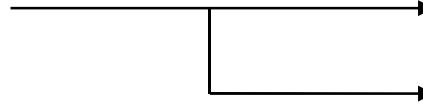
①多様性から生まれる住民相互の支援力	・多世代住民の交流 ・多様な生活様式や価値観 ・活発な地域活動
②地域に根ざした文化の力	・豊かな自然環境 ・歴史と伝統に培われた文化活動 ・気候風土と調和した街並み景観 ・郷土へのほこりや愛着心

A.2.計画理念



B.1.複合化施設の基本的な考え方

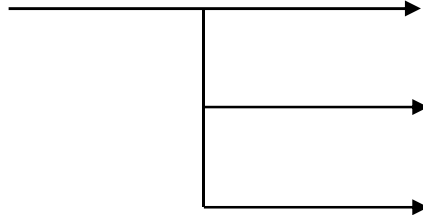
安全、安心なまちづくり
(子どもから高齢者まで)



生活情報提供機能

いこい機能

社会参加の容易なまちづくり
(自己実現の場)

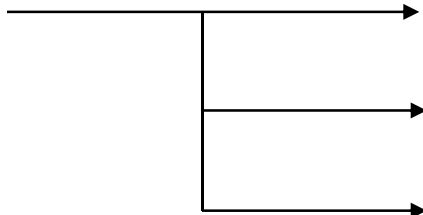


子育て支援機能

生涯学習機能

市民交流機能

にぎわい感が溢れるまちづくり
(市民の一体感の醸成)



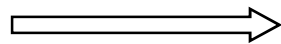
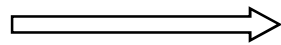
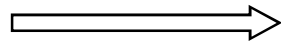
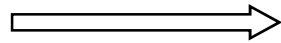
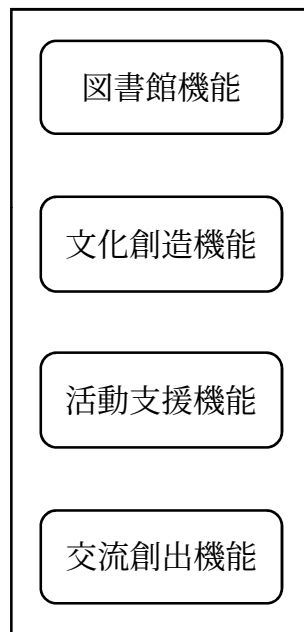
市民・来訪者交流機能

中心街活性化機能

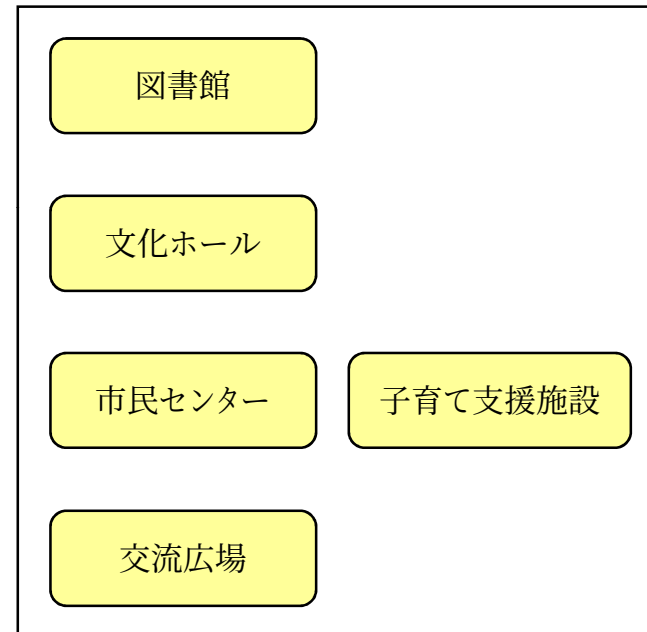
伝統文化継承機能

B.2.複合施設の持つ機能と施設構成の対応

【基本的機能】



【構成施設】



B.3.複合化施設の特徴

・鹿角市文化のシンボル

・生活、文化の相互連携

・ワンストップショップ

・異分野の併存の相乗効果

・情報受発信力の増加